

介護老人福祉施設利用契約書別紙（兼重要事項説明書）

令和6年8月1日 現在

1 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 長生共楽園
- (2) 法人所在地 千葉県茂原市下永吉 2812 番地
- (3) 電話番号 0475-22-1888
- (4) 代表者氏名 理事長 林 信廉
- (5) 設立年月日 昭和52年2月1日

2 事業の目的と運営方針

事業者は、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

また入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるとともに、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

3 施設の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム 長生共楽園
施設の所在地	千葉県茂原市下永吉 2812 番地
管理者名	施設長 和田 実佳
電話番号 (FAX番号)	0475-22-1888 0475-24-2206
事業の種類・利用定員	介護老人福祉施設 70名
事業者指定番号	千葉県 1271500066

4 職員体制

職種	常勤専従	兼務	非常勤	計
管理者		1名		1名
事務員	1名	1名	1名	3名
生活相談員	2名以上	1名以上		3名以上
介護士	20以上		5名以上	25名以上
看護師	3名以上		1名以上	4名以上
機能訓練指導員	1名			1名
管理栄養士	1名以上			1名以上
栄養士	1名以上			1名以上
介護支援専門員	1名以上			1名以上
医師（嘱託医）			2名	2名

※介護士・看護師については、短期入所生活介護事業の人員を含む

5 施設設備の概要

定員	70名	静養室	1室1床
居室4人部屋	16室	診療室	1室
2人部屋	3室	浴室	一般浴槽 1機
食堂	1室		特殊浴槽 1機 リフト浴槽 1機

6 介護老人福祉施設サービスの内容

①施設サービス計画の立案

事業者は、次に定める事項を介護支援専門員に行わせます。利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

②居室

当施設の居室は個室はなく、特別な場合を除いて1居室2人以上の多床室です。入所後、利用者の状況に応じて居室変更があります。

③食事

朝食 7:30～

昼食 12:00～

夕食 17:00～

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

④入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

⑤介護

施設サービス計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑥機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑦生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑧健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院への外来をいたします。また、原則毎週1回、診療室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができ、毎月2回精神科医の来診があります。

- ・毎月1回程度、理学療法士の指導が受けられます。
- ・その他眼科医、歯科医の来診も受けられます。
- ・嘱託医以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。(介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。)

⑨理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。ご希望の方はお申し出ください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

⑩所持品の管理

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預ります。ただし、預ることのできる所持品の種類や量に制限があります。(衣装ケース2個程度とします。)

⑪レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

⑫利用者の会（睦の会）

利用者同士の親睦と自治の為の会です。会費は毎月500円です。

7 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

■介護報酬告示の額は、以下の通りです。なお、事業者の表示する金額は介護保険の保険適を受ける料金です。1単位あたり10,27円で計算されます（※1）。

自己負担は原則として1割ですが、介護保険被保険者証に負担割合が記されている場合は、その負担割合が適用されます。ただし、利用者が新規または変更等により新たに介護保険負担割合証の交付を受けた場合は、事業者は介護保険負担割合証を確認し、記される有効期間内はその負担割合を適用します。

（※1）について

介護報酬は、1単位10円を基本としていますが、地域間に存在する格差を勘案し、1単位の単価に差を設けるための区分として地域区分が設定されています。地域区分は、地域別、サービス別に分けられています。事業者の設置される地域および区分は、次の通りです。

施設所在地	地域区分	サービスの種類	地域単価
千葉県 茂原市	6級地	介護老人福祉施設	10.27円

（1）基本料金（介護老人福祉施設）

介護区分	1日あたりの単位数	1日あたりの自己負担めやす		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	589単位	604円	1,209円	1,766円
要介護2	659単位	676円	1,353円	1,975円
要介護3	732単位	751円	1,503円	2,194円
要介護4	802単位	823円	1,647円	2,403円
要介護5	871単位	894円	1,789円	2,610円

(2) 加算料金等

	加算料金の名称	加算料金の額（自己負担分）				
			1日/回/月あたりの自己負担めやす			
			1割負担	2割負担	3割負担	
1	身体拘束廃止未実施減算	1日につき	基本単位数の▲10/100			
2	高齢者虐待防止措置未実施減算	1日につき	基本単位数の▲1/100			
3	業務継続計画未実施減算	1日につき	基本単位数の▲3/100			
4-1	外泊加算①	1日につき	246 単位	253 円	506 円	758 円
4-2	外泊加算②	1日につき	560 単位	576 円	1,151 円	1,776 円
5	初期加算（上限 30 日）	1日につき	30 単位	31 円	62 円	93 円
6-1	個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日につき	12 単位	13 円	25 円	37 円
6-2	個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき	20 単位	21 円	41 円	62 円
6-3	個別機能訓練加算（Ⅲ）	1月につき	20 単位	21 円	41 円	62 円
7-1	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100 単位	103 円	206 円	309 円
7-2	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	200 単位	206 円	411 円	617 円
8	療養食加算	1食につき	6 単位	7 円	13 円	19 円
9	退所前訪問相談援助加算	1回につき	460 単位	473 円	945 円	1,418 円
10	退所後訪問相談援助加算	1回につき	460 単位	473 円	945 円	1,418 円
11	退所時相談援助加算	1回につき	400 単位	411 円	822 円	1,233 円
12	退所前連携加算	1回につき	500 単位	514 円	1,027 円	1,541 円
13-1	看護体制加算（Ⅰ）口	1日につき	4 単位	5 円	9 円	13 円
13-2	看護体制加算（Ⅱ）口	1日につき	8 単位	9 円	17 円	25 円
14	経口移行加算	1日につき	28 単位	29 円	58 円	87 円
15-1	経口維持加算（Ⅰ）	1月につき	400 単位	411 円	822 円	1,233 円
15-2	経口維持加算（Ⅱ）	1月につき	100 単位	103 円	206 円	309 円
16-1	看取り介護加算（Ⅰ）	1日につき	72 単位	74 円	148 円	222 円
16-2	看取り介護加算（Ⅰ）	1日につき	144 単位	148 円	296 円	444 円
16-3	看取り介護加算（Ⅰ）	1日につき	680 単位	699 円	1,397 円	2,095 円
16-4	看取り介護加算（Ⅰ）	1日につき	1,280 単位	1,315 円	2,629 円	3,944 円

17-1	看取り介護加算（Ⅱ）	1日につき	72 単位	74 円	148 円	222 円
17-2	看取り介護加算（Ⅱ）	1日につき	144 単位	148 円	296 円	444 円
17-3	看取り介護加算（Ⅱ）	1日につき	780 単位	801 円	1,602 円	2,403 円
17-4	看取り介護加算（Ⅱ）	1日につき	1,580 単位	1,623 円	3,246 円	4,862 円
18	在宅復帰支援機能加算	1日につき	10 単位	11 円	21 円	31 円
19	精神科医師定期的療養指導加算	1日につき	5 単位	6 円	11 円	16 円
20	日常生活継続支援加算	1日につき	36 単位	37 円	74 円	111 円
21-1	口腔衛生加算（Ⅰ）	1月につき	90 単位	93 円	185 円	278 円
21-2	口腔衛生加算（Ⅱ）	1月につき	110 単位	113 円	226 円	339 円
22-1	夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	1日につき	13 単位	14 円	27 円	40 円
22-2	夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ	1日につき	16 単位	17 円	33 円	56 円
23	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120 単位	124 円	247 円	370 円
24-1	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22 単位	23 円	45 円	68 円
24-2	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18 単位	19 円	37 円	56 円
24-3	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6 単位	7 円	13 円	19 円
25	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200 単位	206 円	411 円	617 円
26	退所時栄養情報連携加算	1月につき	70 単位	71 円	143 円	215 円
27	再入所時栄養連携加算	1回につき	200 単位	206 円	411 円	617 円
28	栄養マネジメント強化加算	1日につき	11 単位	12 円	23 円	34 円
29-1	配置医師緊急時対応加算（早朝又は夜間）	1回につき	650 単位	668 円	1,335 円	2,003 円
29-2	配置医師緊急時対応加算（深夜）	1回につき	1,300 単位	1,336 円	2,671 円	4,006 円
29-3	配置医師緊急時対応加算 （通常の勤務時間以外）	1回につき	325 単位	333 円	667 円	1,001 円
30-1	協力医療機関連携加算 （要件を満たしている場合）	1月につき	100 単位	102 円	205 円	308 円
30-1	協力医療機関連携加算 （要件を満たしていない場合）	1月につき	5 単位	5 円	10 円	15 円
31-1	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき	10 単位	11 円	21 円	31 円
31-2	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき	5 単位	6 円	11 円	16 円
32	新興感染症等施設療養費	1日につき	240 単位	246 円	492 円	739 円
33-1	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき	3 単位	3 円	6 円	9 円

33-2	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月につき	13 単位	14 円	27 円	40 円	
34-1	排せつ支援加算（Ⅰ）	1月につき	10 単位	11 円	21 円	31 円	
34-2	排せつ支援加算（Ⅱ）	1月につき	15 単位	16 円	31 円	47 円	
34-2	排せつ支援加算（Ⅲ）	1月につき	20 単位	21 円	41 円	62 円	
35	管理栄養未実施減算	1日につき	▲14 単位	▲15 円	▲29 円	▲43 円	
36	自立支援促進加算	1月につき	280 単位	287 円	575 円	862 円	
37-1	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	40 単位	41 円	82 円	123 円	
37-2	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	50 単位	52 円	103 円	154 円	
38	安全対策体制加算	1回につき	20 単位	21 円	41 円	62 円	
39	安全管理体制未実施減算	1日につき	▲5 単位	▲6 円	▲11 円	▲16 円	
40-1	ADL 維持加算（Ⅰ）	1月につき	30 単位	31 円	62 円	93 円	
40-2	ADL 維持加算（Ⅱ）	1月につき	60 単位	62 円	124 円	185 円	
41-1	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3 単位	3 円	6 円	9 円	
41-2	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4 単位	5 円	9 円	13 円	
42-1	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月につき	150 単位	154 円	308 円	462 円	
42-2	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月につき	120 単位	123 円	246 円	369 円	
43-1	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	100 単位	102 円	205 円	308 円	
43-2	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	10 単位	11 円	21 円	31 円	
44	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金+各種加算）×140/1,000					

- ※「1 身体拘束廃止未実施減算」は、身体拘束廃止のため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護職員等に周知徹底を図り、身体的拘束等の適正化のため指針を整備し、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催し、これらの取組を行っていない場合に算定いたします。なお身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ※「2 高齢者虐待防止措置未実施減算」は、虐待発生又はその再発を防止するため、①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること、②虐待防止のための指針を整備すること、③従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること、④①から③までを適切に実施するための担当者を置くこと、これらの措置が講じられていない場合に算定いたします。
- ※「3 業務継続計画未実施減算」は、①感染症や非常災害発生時におけるそれぞれの業務継続計画を策定すること、②業務継続計画書に従い必要な措置を講ずること、これらの措置が講じられていない場合に算定いたします。
- ※「4-1 外泊加算①」は、入院又は自宅等に外泊した期間のうち、1月に6日を限度として算定いたします。

- ※ 「4-2 外泊加算②」は、居宅に外泊している期間に、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として算定いたします。
- ※ 「5 初期加算」は、入所した日から30日を限度として算定いたします。また30日を超える病院または診療所への入院の後、退院して再入所した場合も同様とします。
- ※ 「6-1 個別機能訓練加算（Ⅰ）」は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、当該計画書に基づく、計画的に機能訓練を行った場合に算定いたします。
- ※ 「6-2 個別機能訓練加算（Ⅱ）」は、個別別機能訓練加算（Ⅰ）を算定し、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当てって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定いたします。
- ※ 「6-3 個別機能訓練加算（Ⅲ）」は、個別別機能訓練加算（Ⅱ）を算定し、かつ、「口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算」を算定し、リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練・口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有し、必要に応じてそれらの情報を厚生労働省提出し、活用し、更に個別機能訓練計画書について必要な見直しを行い、見直した内容について関係職種に対し共有している場合に算定いたします。
- ※ 「7-1 生活機能向上連携加算（Ⅰ）」は、外部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を3ヶ月ごとに1回以上行い、その内容を利用者又はその家族に対し説明をし、必要に応じて機能訓練内容の見直し等を行い、心身の状況に応じた機能訓練を行っている場合に算定いたします。
- ※ 「7-2 生活機能向上連携加算（Ⅱ）」は、外部の理学療法士等が、施設を訪問し、施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を3ヶ月ごとに1回以上行い、その内容を利用者又はその家族に対し説明をし、必要に応じて機能訓練内容の見直し等を行い、心身の状況に応じた機能訓練を行っている場合に算定いたします。
- ※ 「8 療養食加算」は、医師の指示に基づき、療養食を提供した場合に、1日につき3回を限度として算定いたします。
- ※ 「9 退所前訪問相談援助加算」は、1月以上利用している入所者が退所し、自宅等で居宅サービスを利用する場合に、退所前に情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合に算定いたします。
- ※ 「10 退所後訪問相談援助加算」は、1月以上利用している入所者が退所し、自宅等で居宅サービスを利用する場合に、退所先を訪問し、入所者及び家族に対して相談援助を行った場合に算定いたします。
- ※ 「11 退所時相談援助加算」は、1月以上利用している入所者が退所し、自宅等で居宅サービスを利用する場合に相談援助を行い、かつ退所日から2週間以内に退所後住所地の市町村及び老人福祉センターに対して、必要な情報を提供した場合に算定いたします。
- ※ 「12 退所前連携加算」は、1月以上利用している入所者が退所し、自宅等で居宅サービスを利用する場合に、その利用者が退所後に利用予定又は利用希望の居宅介護支援事業所に対して、入所者の情報を提供し、かつサービス利用のための調整を行った場合に算定いたします。
- ※ 「13-1 看護体制加算（Ⅰ）ロ」は、常勤看護師職員を1名以上配置している場合に算定いたします。
- ※ 「13-2 看護体制加算（Ⅱ）ロ」は、看護職員を基準配置数以上加配している場合に算定いたします。
- ※ 「14 経口移行加算」は、経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合に算定いたします。
- ※ 「15-1 経口維持加算（Ⅰ）」は、摂食障害があり、経口摂取に移行するため、医師又は歯科医師、管理栄養士等の職種が共同して、栄養管理を行った場合に算定いたします。
- ※ 「15-2 経口維持加算（Ⅱ）」は、経口維持加算（Ⅰ）を算定し、経口摂取継続のため
- ※ 医師又は歯科医師、管理栄養士等の職種が会議等に参加し、共同して取り組んだ場合に算定いたします。
- ※ 「16-1・2・3・4 看取り介護加算（Ⅰ）」は、医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合に算定いたします。算定金額は以下のとおりです。

死亡日以前31日以上45日以下	1日につき	74円（148円）	[222円]	《72単位》
死亡日以前4日以上30日以下	1日につき	148円（296円）	[444円]	《144単位》
死亡日の前日および前々日	1日につき	699円（1,397円）	[2,095円]	《680単位》
死亡日	1日につき	1,315円（2,629円）	[3,944円]	《1,280単位》
- ※ 「17-1・2・3・4 看取り介護加算（Ⅰ）」は、医師が終末期であると判断した入所者について、配置医師及び協力医療機関と施設間で、緊急時等の具体的取り決めがなされ、それに基づいて看取り介護を行った場合に算定いたします。算定金額は以下のとおりです。

死亡日以前 31 日以上 45 日以下	1 日につき	74 円 (148 円) [222 円] 《72 単位》
死亡日以前 4 日以上 30 日以下	1 日につき	148 円 (296 円) [444 円] 《144 単位》
死亡日の前日および前々日	1 日につき	801 円 (1,602 円) [2,403 円] 《780 単位》
死亡日	1 日につき	1,623 円 (3,246 円) [4,862 円] 《1,580 単位》

- ※ 「18 在宅復帰支援機能加算」は、在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合に算定いたします。
- ※ 「19 精神科医師定期的療養指導加算」は、認知症の診断がある方が、入所者のうち 3 分の 1 以上を占め、かつ精神科医師がつき 2 回以上定期的な療養指導が行われた場合に算定いたします。
- ※ 「20 日常生活継続支援加算」は、新規利用者のうち認知症高齢者、若しくは要介護 4 又は要介護 5 の方が一定割合以上入所し、かつ介護福祉士の資格を有した介護職員が一定数配置している場合に算定いたします。
- ※ 「21-1 口腔衛生管理加算 (I)」は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して月 2 回以上の口腔衛生管理を行った場合に算定いたします。
- ※ 「21-2 口腔衛生管理加算 (II)」は、口腔衛生管理加算 (I) を算定し、かつ入所者の口腔衛生等に係る計画内容等を厚生労働省に提出している場合に算定いたします。
- ※ 「22-1 夜勤職員配置加算 (I) ロ」は、夜勤時間帯に夜勤を行う職員を加配して配置している場合に算定いたします。
- ※ 「22-2 夜勤職員配置加算 (III) ロ」は、夜間帯を通じて喀痰吸引業務等の登録を行った職員を 1 名以上配置し、その業務を行っている場合に算定いたします。
- ※ 「23 若年性認知症利用者受入加算」は、若年性認知症を有する方を受け入れ、利用者ごとに介護等担当者を決めて対応させて頂いた場合に算定いたします。
- ※ 「24-1 サービス提供体制強化加算 (I)」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が 70% 以上おり、かつ勤続年数 10 年以上の者が 25% 以上いる場合に算定いたします。
- ※ 「24-2 サービス提供体制強化加算 (II)」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が 60% 以上いる場合に算定いたします。
- ※ 「24-3 サービス提供体制強化加算 (III)」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が 50% 以上いる場合か、もしくは介護職員と看護職員の合計人数のうち、常勤職員の割合が 75% 以上か、もしくは介護職員と看護職員の合計人数のうち、勤続年数 7 年以上の者が 30% 以上いる場合、いずれかに回答する場合に算定いたします。
- ※ 日常生活継続支援加算を算定している場合、「24-1 サービス提供体制強化加算 (I)・(II)・(III)」のいずれも算定は致しません。
- ※ サービス提供体制強化加算を算定する場合は、サービス提供体制強化加算 (I)・(II)・(III) のいずれか 1 つを算定いたします。
- ※ 「25 認知症行動・心理症状緊急対応加算」は、医師が認知症のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定いたします。
- ※ 「26 退所時栄養情報連携加算」は、特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、退所先の医療機関等に対し、管理栄養士が情報提供した場合に算定いたします。
- ※ 「27 再入所時栄養連携加算」は、医療機関等からの再入所の際、特別食が必要とされる方に対して算定いたします。
- ※ 「28 栄養マネジメント強化加算」は、管理栄養士が栄養ケア計画書を作成、実施した場合に算定いたします。
- ※ 「29-1 配置医師緊急対応加算 (早朝又は夜間)」は、配置医師が早朝 (午前 6 時から午前 8 時までの間) 又は夜間の時間帯 (午後 6 時から午後 10 時までの間) に緊急時に施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合に算定いたします。
- ※ 「29-2 配置医師緊急対応加算 (深夜)」は、配置医師が深夜 (午後 10 時から午前 6 時までの間) に緊急時に施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合に算定いたします。
- ※ 「29-3 配置医師緊急対応加算 (通常の勤務時間外)」は、配置医師が早朝又は夜間、若しくは深夜以外の時間帯に緊急時に施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合に算定いたします。
- ※ 配置医師緊急対応加算 (早朝又は夜間、深夜、通常の勤務時間外) は、看護体制加算 II を算定していない場合は、算定いたしません。

- ※ 「30-1 協力医療機関連携加算（要件を満たしている場合）」は、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を、要件を満たしている協力医療機関と定期的に行っている場合に算定いたします。協力医療機関の要件は下記のとおりです。

【協力医療機関の要件】

- ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- ※ 「30-2 協力医療機関連携加算（要件を満たしていない場合）」は、協力医療機関が上記「協力医療機関の要件」を満たしていない場合に算定いたします。
- ※ 「31-1 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）」は、施設内で感染症が発症した際、協力医療機関と連携し、適切な対応を行い、医療機関や医師会等が開催する研修に定期的に参加し、助言や指導を受けた際に算定いたします。
- ※ 「31-2 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）」は、診療報酬における感染症対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染症拡大防止の実地指導を受けた際に算定いたします。
- ※ 「32 新興感染症等施設療養費」は、入所者が新興感染症に罹患した場合、相談対応や診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ罹患した入所者に対して、適切な感染対策を行った際に算定いたします。
- ※ 「33-1 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）」は、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、3ヶ月に1回その評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理を行っている場合に算定いたします。
- ※ 「33-2 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）」は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を行い、かつ褥瘡が発症していない場合に算定いたします。
- ※ 「34-1 排泄支援加算（Ⅰ）」は、排泄に介助が必要な入所者に対し、6ヶ月に1回その評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、職員が共同して排泄に関する計画書を3ヶ月に1回、その計画を見直している場合に算定いたします。
- ※ 「34-2 排泄支援加算（Ⅱ）」は、排泄支援加算（Ⅰ）の算定要件を行い、かつ施設利用時と比べて排尿又は排便の状態が、少なくとも一方が改善し、悪化がない場合に算定いたします。
- ※ 「34-3 排泄支援加算（Ⅲ）」排泄支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定要件を行い、かつ施設利用時と比べて排尿又は排便の状態が、少なくとも一方が改善し、悪化がなく、おむつを使用しなくなった場合に算定いたします。
- ※ 「35 管理栄養未実施減算」は、既定の栄養士又は管理栄養士を配置せず、栄養管理を行っていない場合に算定いたします。
- ※ 「36 自立支援促進加算」は、医師が入所者の自立支援に係る医学的評価を施設入所時に行い、その後少なくとも3ヶ月に1回その評価を見直し、評価内容を厚生労働省に提出し、自立支援に係る計画を作成して、3ヶ月に1回計画を見直している場合に算定いたします。
- ※ 「37-1 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）」は、入所者ごとのADL値や栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画書を見直している場合に算定いたします。
- ※ 「37-2 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）」は、入所者ごとのADL値や栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画書を見直し、情報その他サービスを適切にかつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定いたします。
- ※ 「38 安全対策体制加算」は、所定の研修を受講した安全対策の担当者が中心となって、施設内の安全対策を実施している場合に、入所初日に限り算定いたします。
- ※ 「39 安全管理体制未実施減算」は、安全対策体制加算の算定要件を満たしていない場合に算定いたします。
- ※ 「40-1 ADL維持加算（Ⅰ）」は、利用者の日常生活動作（ADL）を所定の指標を用いて、ADL利得が1以上3以下の場合に算定いたします。
- ※ 「40-2 ADL維持加算（Ⅱ）」は、利用者の日常生活動作（ADL）を所定の指標を用いて、ADL利得が3以上の場合に算定いたします。

- ※ 「41-1 認知症専門ケア加算（Ⅰ）」は、入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が 50%以上で、所定の研修を修了した職員を配置し、定期的に会議を開催している場合に算定いたします。
- ※ 「41-2 認知症専門ケア加算（Ⅱ）」は、入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が 50%以上で、認知症介護指導者養成研修等を修了した職員を配置し、定期的に会議を開催している場合に算定いたします。
- ※ 「42-1 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）」は入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が 50%以上で、認知症介護リーダー研修等を修了した職員を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、チームケアを実践している場合に算定いたします。
- ※ 「42-2 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）」は入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が 50%以上で、認知症介護指導者養成研修等を修了した職員を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、チームケアを実践している場合に算定いたします。
- ※ 認知症ケアチーム推進加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は、認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合は、算定いたしません。
- ※ 「43-1 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）」は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する検討会議を定期的に開催し、以前より見守り機器等のテクノロジーを導入しており、1年に1回、業務改善に関するデータを提出している場合に算定いたします。
- ※ 「43-2 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）」は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する検討会議を定期的に開催し、新たに見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入して、1年に1回、業務改善に関するデータを提出している場合に算定いたします。
- ※ 「44 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」は、基本料金と各種加算を合計した金額に 83/1,000 を掛けた金額で算定いたします。

■以下は、介護保険を適用しないその他の費用です。

（3）食事の提供に要する費用

●基本料金

1日あたり	1日の食ごとの額	
1,700円	朝食	400円
	昼食	650円
	夕食	650円

ア ただし、利用者が保険者より介護（特定）保険負担限度額認定証の交付を受け施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証の記載されている食費の負担限度額とします。

イ 入所・退所、医療機関への入院・退院・外来、外泊・外出時等における食費の負担額

i 次の場合には、1日あたりの額とします。但し、1日全ての食事を摂らない場合の負担はないものにします。

①事業者の支援による医療機関への外来受診があった日

②医療機関への入院及び退院の日

ii 次の場合には、実際に摂った食ごとの料金とします。但し、1日全ての食事を摂らない場合の負担は無いものとします。

①入所および退所の日

②予め届出された外出日

③予め届出された外泊の出発および帰着の日

なお、②及び③における事前の届出は、それぞれ予定日の前日 16:00 までとし、これを超えた届出の場合はまたは届出がなかった場合は、1日あたりの額とします。

ウ 利用者の意向による食事を摂らない場合の取り扱い

特別な場合を除いて、1日あたりの額とします。（1日全ての食事を摂らない場合を除く。）

エ その他

アの介護保険（特定）負担限度額認定証の交付については、世帯の課税状況や利用者収入に応じた利用料の減額制度です。その手続きについてはご相談ください。

④居住に要する費用

ア 基本料金

1日あたり 920円です。

ただし、利用者が保険者より介護保険（特定）負担限度額認定証の交付を受け施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証の記載されている居住費及び滞在費の負担限度額とします。

イ 医療機関への入院・退院・外来、外泊・外出時等における居住費の取り扱い

利用契約が継続し入院・退院・外来、外泊・外出時等で居室を使用しない場合であっても、利用者が利用する居室を利用者のために確保している場合には、利用者は居住費を負担します。ただし、アのただし書きに該当する利用者は、（2）のアに定める外泊加算の対象期間に限り居住費及び滞在費の負担限度額を負担します。

ウ その他

アの介護保険（特定）負担限度額認定証の交付については、世帯の課税状況や利用者収入に応じた利用料の減額制度です。その手続きについてはご相談ください。

⑤利用者が選定する特別な居室の提供に関する費用の額

利用者の負担はありません。

⑥利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、施設行事食など（3）に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

⑦その他自己負担となるもの

ア 生活支援費

- ・預貯金、小口現金の管理、年金等収入の管理、諸々費用の支払い等に係る預り金出納管理費下記 i、ii の合算額

i 基本料金（預貯金で管理し、定期的収入支出の執行に係る費用）

1ヶ月あたり3,300円

- * 月の中途の入所、退所の取り扱いは次のとおりとします。

- ・ 15日以前に入所の場合は3,300円、退所の場合は1,650円

- ・ 16日以降に入所の場合は1,650円、退所の場合は3,300円

ii 個別料金（ア以外で行事参加費など不定期な支出に係る経費で、支出の発生した日ごとに算定する単価）

1日あたり180円

- ・ 協力病院以外で、遠方の医療機関への通院に要する費用

交通費実費

原則、通常の医療機関への支援地域を茂原市内とし、それ以外の医療機関への支援については、次の i 及び ii の合算額を負担いただきます。但し iii の場合にあっては、i 及び ii は適用しないものとします。

i 茂原市外の医療機関で、施設から医療機関までの距離が10km以上15km未満の場合は、片道500円とします。

ii iの距離以後、5kmを増すごとに1回につき500円を加算いたします。但し2回の加算を上限とします。

iii 利用者が希望する協力病院以外の医療機関への受診及び入院等の支援であって、かつ利用者個別の支援であった場合、施設から医療機関までの片道等の区間距離にかかわらず、検査、診察の補助、付添い時間を合わせて施設発着までの時間が4時間を超える支援であった場合は、1回につき3,000円とします。

iv iiiに示す支援が、その支援以後に定期的に必要なであると判断された場合にあっては、その付添いを含めた以後の受診は、原則家族等が行なうものとします。但し施設は、家族等の支援が円滑に実施されるように、利用者の心身状況等が適切に医師等へ伝達できるなど、密接な連携が出来る体制を準備します。

イ その他 実費（購入事業者、医療機関へ直接お支払いいただきます。）

- ・ 利用者の希望による理美容代

- ・利用者の希望により身の回り品として日常生活に必要となるもの（歯ブラシなど）
- ・利用者の希望により教養娯楽として日常生活に必要となるもの（クラブ活動等材料費等）
- ・利用者の希望により個別に外部クリーニング店に対応する洗濯代
- ・利用者の希望による嗜好品
- ・医療費

ウ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円です。

⑧基本料金の軽減措置（⑦に定めるその他自己負担となるものは除く。）

社会福祉法人による利用料軽減制度がございます。住所地の市町村にご相談ください。

⑨支払方法

利用者は、当月請求額を毎翌月20日に利用者名義の千葉銀行茂原支店の口座（口座がない場合には新規に開設していただきます。）より銀行振替にてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

8 退所の手続き

①利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までに、契約を解約する旨の文書を提出してください。

②自動終了

以下の場合、双方文書による通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、振替日より15日間以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して施設サービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合は、契約終了の15日前までに通知いたします。
- ・利用者が病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、利用者と事業者双方が協議のうえ、契約を終了させていただきます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに解約書で通知いたします。

9 当施設について

(1) 運営の方針

「長く生き共に楽しむ園」を基本理念に、伝統と実績を携えて、サービスの提供に努めています。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

8:30～17:15の時間です。（緊急時は、この限りではありません。）来園時には、受付カウンターにて面会票に記入をお願いします。飲食物をお持ちの際には、ご本人にお渡しになる前に従業者にお伝えください。（医師の指示により、控えさせていただきます場合もあります。）

②外出、外泊

外出、外泊をされる場合は事前に事務所に連絡を頂き、受付カウンターにて外出、外泊表の記入をお願いします。

③喫煙、飲酒

施設内での喫煙はできません。飲酒は他の利用者に迷惑にならない範囲で可能ですが、健康管理上事前に申し出てください。

④設備、器具の利用

居室の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により、破損等が生じた場合賠償して頂くことがあります。

⑤金銭貴重品の管理

高額の金銭や貴重品の持ち込みはご遠慮頂いております。紛失等が生じてても責任は負いかねます。通帳、印鑑の保管・管理については事務所にてご相談を承っております。

⑥身の回り品の持ち込み

保管できるスペースに限りがございますので最小限にお願い致します。

⑦受診について

嘱託医来園時（週1回）希望者及び、健康管理上必要と思われる方の受診を実施しております。また体調等により協力病院への受診の介添えを致します。

⑧宗教活動について

他の利用者の迷惑となる活動や行為はご遠慮頂きます。

1 0 緊急時の対応方法

利用者の状態が急変した場合は、協力病院に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

1 1 防災対策

- ・防災設備 鉄筋コンクリート（耐火建築）の建物内に火災報知器、消防署への自動通知装置、スプリンクラー、消火器を設置しています。カーテン寝具等は防煙（難燃）性能のあるものを使用しています。
- ・防災訓練 年3回（うち1回は、長生郡市広域消防本部の立会い）実施します。
- ・防火責任者 講習受講者を配置しています。
- ・その他 近隣住民にご協力頂き、地域防災組織がございます。

1 2 サービス内容に関する相談・苦情

①利用者相談・苦情窓口

担 当

苦情受付担当者 白井 省次 電話 0475-22-1888

苦情解決責任者 和田 実佳 電話 0475-22-1888

②その他

事業者以外に、苦情解決第三者委員（事務所入り口に氏名、住所、電話番号を掲示してあります。）、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【各相談の窓口】

機 関 名		電話番号
千葉県	国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	043-254-7428
	千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）	043-246-0294
茂原市	高齢者支援課	0475-20-1572
一宮町	福祉健康課	0475-42-1431
白子町	保健福祉課	0475-33-2113
長生村	福祉課	0475-32-6809
長南町	保健福祉課	0475-46-2116
長柄町	健康福祉課	0475-35-2113
睦沢町	健康保険課	0475-44-2504

1.3 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 長生共楽園
 代表者氏名 理事長 林 信廉
 所在地・電話番号 千葉県茂原市下永吉2812番地 0475-22-1888

定款の目的に定めた事業

- 1 養護老人ホーム長生共楽園の設置経営
- 2 特別養護老人ホーム長生共楽園の設置経営
- 3 老人短期入所事業（長生共楽園）
- 4 老人デイサービス事業（長生共楽園）
- 5 老人居宅介護等事業（長生共楽園）
- 6 老人介護支援センター（長生共楽園）の設置経営
- 7 居宅介護支援事業（長生共楽園）
- 8 地域包括支援センター（委託事業）
- 9 不動産貸付業

令和 年 月 日

介護老人福祉施設利用にあたり、利用者に対して契約書並びに契約書別紙および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県茂原市下永吉2812番地
事業名 特別養護老人ホーム 長生共楽園
(介護老人福祉施設)

管理者 印

説明者 印

利用者並びに保証人は、契約書並びに契約書別紙および本書面により、事業者から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム長生共楽園)についての重要事項の説明を受けました

利用者 住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印